

報道関係者 各位

令和4年9月29日(木)

【照会先】

労働基準部 安全課

安全課長 濱田 勉

主任安全専門官 伊藤 敏彰

電話 052(972)0255

道路貨物運送業に対する県内一斉合同パトロールを実施

～ 労働局は労働基準部長が合同パトロールを実施します ～

愛知労働局(局長 しろたまさひこ 代田雅彦)は、労働災害が急増している道路貨物運送業において、9月15日から10月15日までの予定で、県下の各労働基準監督署において、労働災害防止団体幹部等と合同により、県内一斉パトロールを実施しています。

10月6日には、愛知労働局労働基準部長(いせひさただ 伊勢久忠)が、労働災害防止団体幹部等と実施する下記のパトロールについて、報道機関の皆様にご覧を公開します。

1 日 時

令和4年10月6日(木)午前9時40分から午前11時00分まで

2 パトロール対象事業場

事業場名 名正運輸株式会社

所在地 海部郡飛島村大字大宝7-60

3 実施内容

別添「令和4年度 道路貨物運送業パトロール実施要綱」に掲げる事項のほか、次の事項についても確認します。

墜落・転落災害防止及び車両の逸走防止対策の実施状況の確認
倉庫内の安全通路の確保状況の確認

4 取材に当たっての注意事項

パトロール中においても通常の作業は行われておりますので、業務に支障が生じないように、ご配慮をお願いします。

取材・撮影箇所については、事業場担当者の指示に従い、取材・撮影禁止区域での撮影等をご遠慮ください。

取材対応準備がありますので、ご面倒をおかけしますが、取材される場

合は10月5日(水)16時までに、別添取材連絡票にて、FAXをお願いいたします。

当日は9時20分より受付けを名正運輸株式会社正門横で行い、9時40分から、取材時の留意点等の説明を行いますので、9時40分までには、お越しください。(別紙のパトロール現場案内をご参照ください。)

5 取材のポイント(参考)

本事業場は、安全管理体制が整備され、過去に交通事故による労働災害の発生がなく、倉庫内でフォークリフト使用場所と商品のピッキング作業場所を分離してリフトとの接触防止を図るなど、優良な事業場です。



トラックのウィングの開閉や輪留めの状況を確認します。

荷台からの墜落防止について確認します。



倉庫内でのピッキング作業の方法について確認します。

フォークリフトと作業者の接触防止対策について確認します。

この画像の流用、報道機関以外への転送等をご遠慮下さい。

(別添)

愛知労働局 安全課 あて

FAX 052-972-8574

取材連絡票

(10月6日の労働基準部長パトロール)

報道機関名 _____

取材にこられる人数 _____ 人

そのほか、連絡事項、要望事項

ご担当者ご芳名及び連絡先

ご 芳 名 _____

連絡先電話番号 _____

10月6日(木)パトロール現場 案内

○自家用車でお越しの場合

パトロール対象事業場
 名正運輸 株式会社
 海部郡飛島村大字大宝 7 - 60



■本社進入経路(トラック除く)



* 中央分離帯がありますご注意ください。



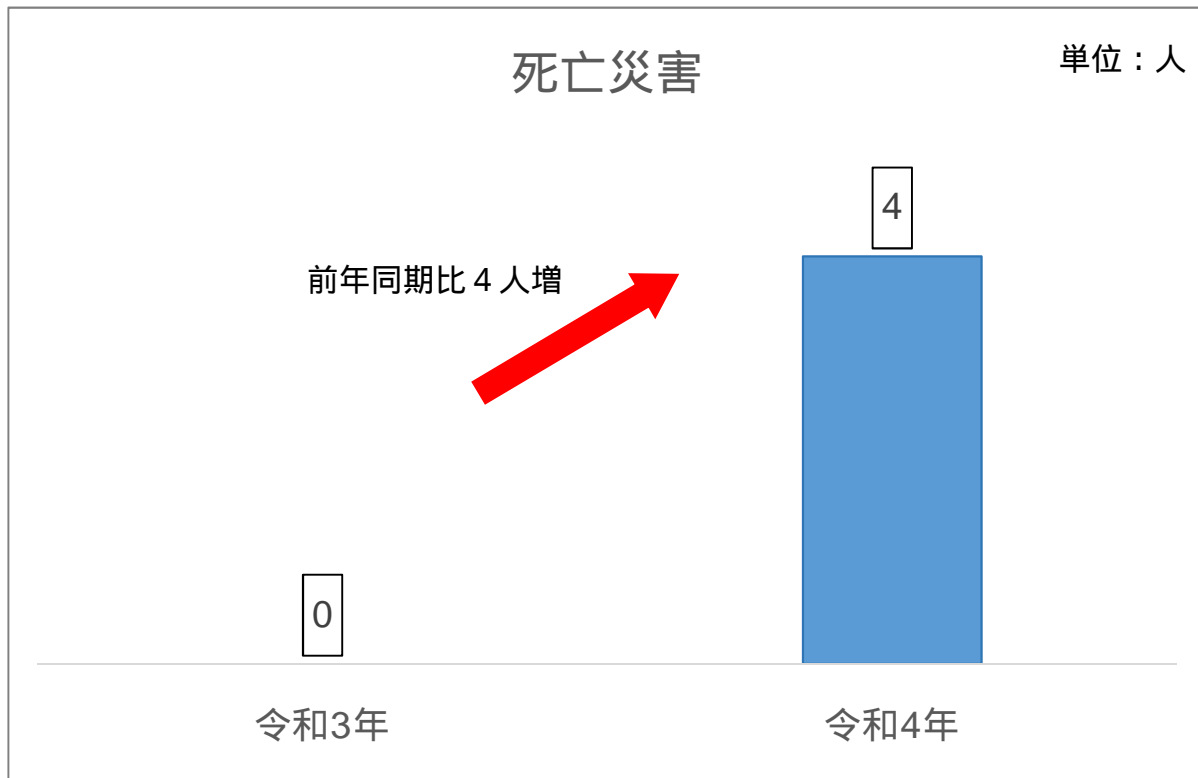
第一物流センター内に事務所があります。

敷地の西側からお入りいただき、このあたりに車をお停めください。正門横で受付を行います。

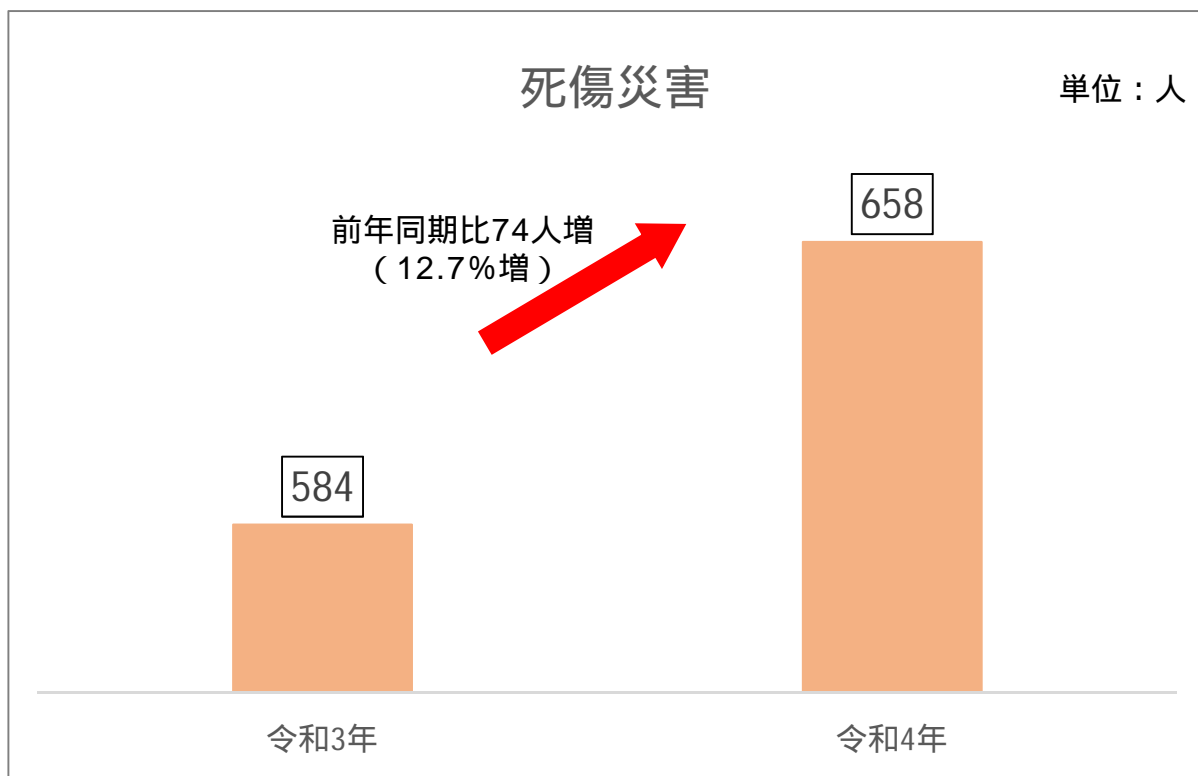


道路貨物運送業における労働災害発生状況

(速報・令和4年8月末現在)



令和4年に入り、死亡者数・死傷者数ともに増加



令和4年度道路貨物運送業における県内一斉パトロール実施要綱

愛知労働局 安全課

1 趣 旨

愛知県内の道路貨物運送業では、死傷者数（労働災害による死亡・休業4日以上災害をいう。以下同じ。）が平成29年より増加傾向に転じ、令和2年には934人（うち死亡者数は4人）となりました。令和3年には、892人（うち死亡者数は1人）となり、4年間の連続した増加から減少に転じました。

一方、令和4年は、8月末日現在において、死傷者数は584人（前年同期+73人）、うち死亡者数は4人（前年同期+4人）と再び増加に転じており、第13次労働災害防止推進計画の目標（平成29年の死傷者数から5%減の800人以内）達成が困難な状況となっています。

特に人手不足の中、労働災害防止を図ることは、業界全体のイメージアップにも繋がり、人材確保のための重要な取組の1つです。誰一人として、労働災害により労働の場を離れることのないように、労働災害防止の機運の醸成を図るため、道路貨物運送業における県内一斉パトロール（以下「道路貨物運送業パトロール」という。）を実施します。

2 道路貨物運送業パトロールの目的

安全衛生管理の推進・定着及び労働災害防止、特に死亡災害等の重篤な労働災害の防止に向けた機運の醸成

3 道路貨物運送業パトロール実施期間

秋の全国交通安全運動期間（9月21日～9月30日）を中心とする令和4年9月15日～10月15日の一か月

4 主 唱 者

愛知労働局

陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部

一般社団法人愛知県トラック協会

5 主唱者の実施事項

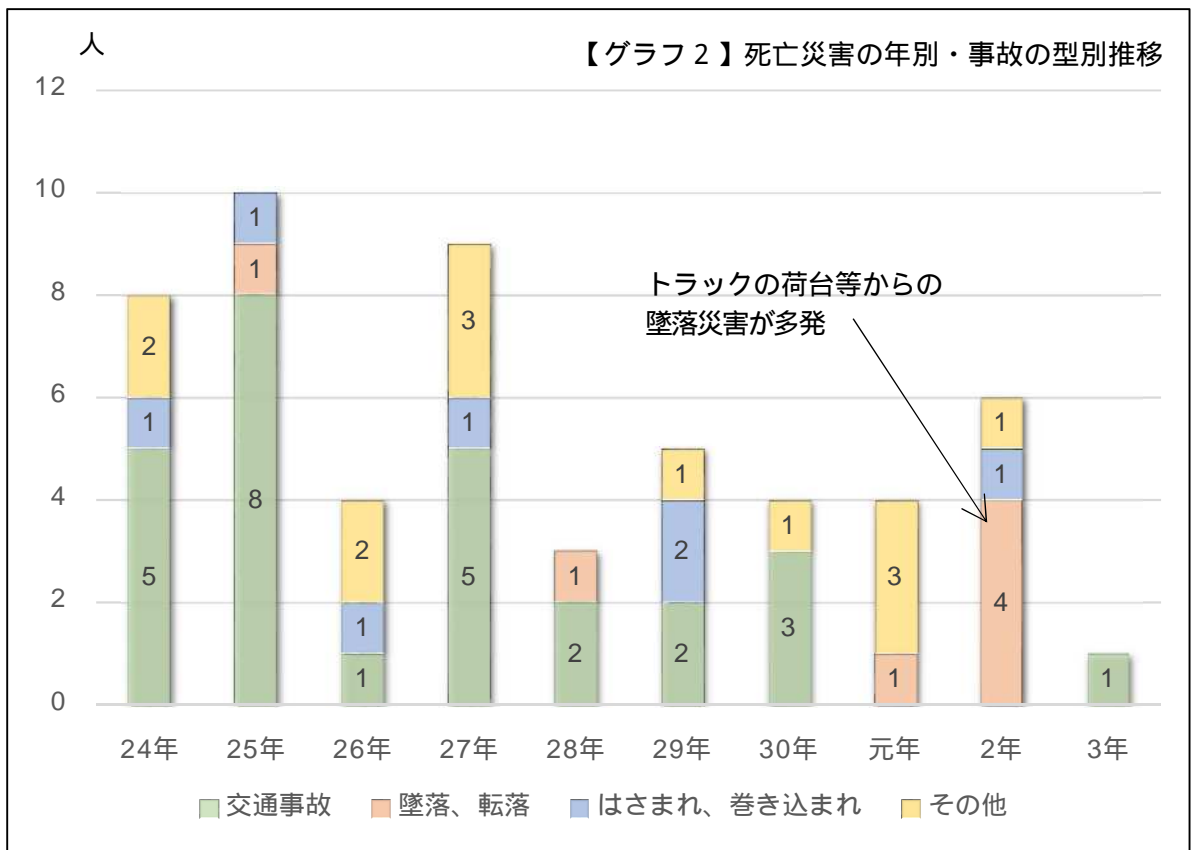
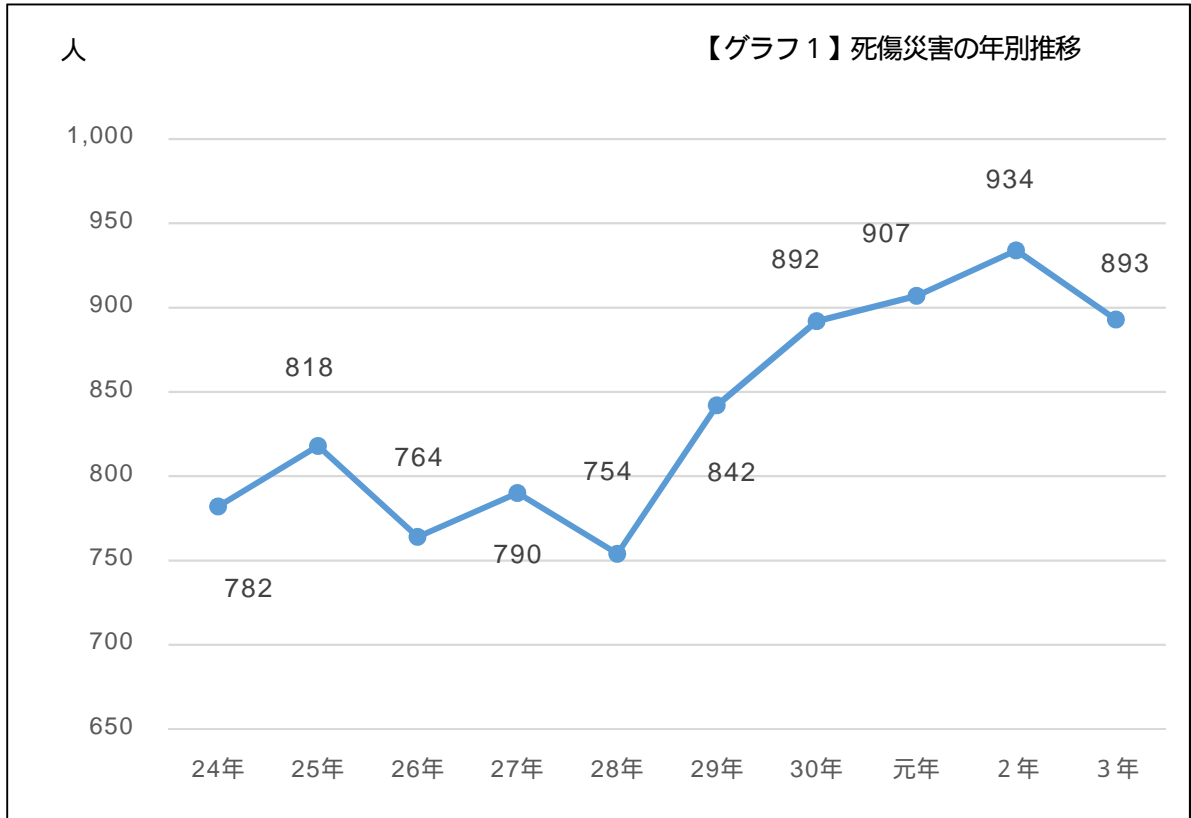
- （1）愛知労働局幹部と労働災害防止団体幹部等との合同パトロール
- （2）道路貨物運送業に対する労働災害防止のための指導・支援
- （3）「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく荷主等への要請等

6 事業者の実施事項

- （1）経営トップによる安全衛生管理の向上及び職場のリスク低減措置の推進
- （2）「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」、「交通労働災害防止ガイドライン」、「高年齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン」による対策の検討
- （3）一人作業における労働災害防止対策の労働者への教育

道路貨物運送業における労働災害発生状況

資料出所：いずれも愛知労働局



【グラフ3】死傷災害の事故の型別割合（令和元年～3年計・2734人）

単位：人（2段目）

